

和牛の精液・受精卵のストローへの表示義務付けについて

家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、特定家畜人工授精用精液等（和牛の精液、受精卵）に、種畜の名前等の表示が義務付けられました。

下記を参考に、適切な表示を行いましょう。

精液ストローへの表示

- ✓ **雄畜の名前または個体識別番号、採取年月日**を表示してください※1。



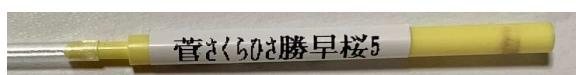
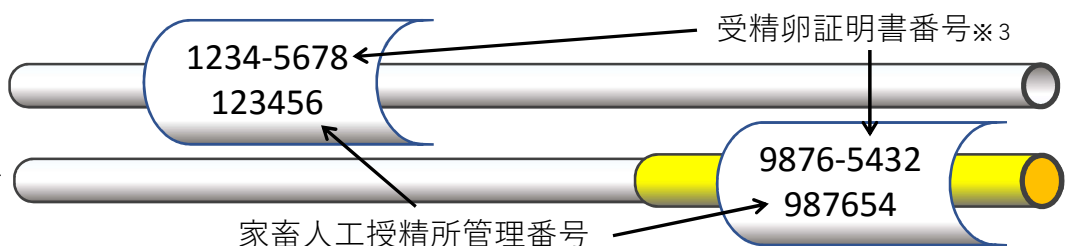
受精卵ストローへの表示

- ✓ **受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号**※3を表示してください※1。

ラベル表示

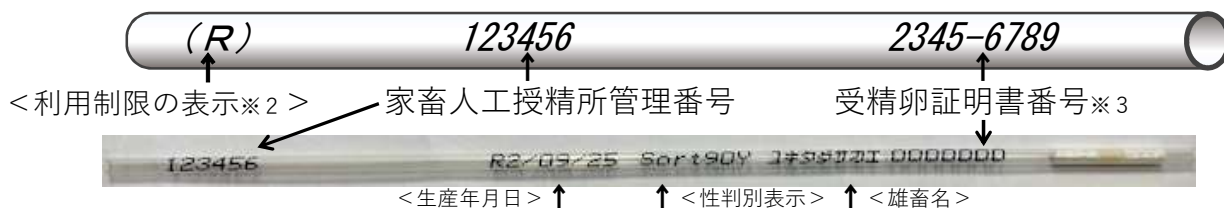
・直接貼付

・キャップ貼付



管さくら05勝早桜5 <採取農場名・雌畜名・雄畜名>
040018-200194-05 <管理番号-受精卵証明書番号>

直接印字



※1 表示義務事項以外の事項の表示は任意です（上図で<>で示した事項）。また、表示の順番は問いません。

※2 (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称（Restricted＝制限付き）です。契約に基づいた表示を推奨しています。

※3 雌畜及び雄畜の名前または個体識別番号、受精卵の採取/検査年月日とすることも可能です。

(参考) 和牛遺伝資源の不正流通発覚時の対応

